

⑥ 再投資等準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(十六)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 再投資等準備金の損金算入に関する明細書

設 立 年 月 日	1	平 ・・	期首再投資等準備金の金額	13	円
認定地方公共団体の指定を受けた日	2	平 ・・	10年間の平均等益算入額を計算 当期再投資等準備金の金額	14	
復興推進計画につき東日本大震災復興特別区域法第4条第9項の認定があった日	3	平 ・・		10年間均等益金算入額 (14) × $\frac{1}{120}$	15
当 期 積 立 額	4		同上以外の場合による 益 金 算 入 額	16	
(4)の内訳	5		計 (15) + (16)	17	
(4)のうち損金経理による積立額	5		当期積立額のうち損金算入額 (12)	18	
(4)のうち剰余金の処分による積立額	6		期末再投資等準備金の金額 (13) - (17) + (18)	19	
積立限度額の計算	7		貸借対照表に計上されている 再 投 資 等 準 備 金	20	
所得金額総計又は個別所得金額仮計 (別表四「40の①」又は別表四の二付表「48の①」)	7		差 引 (20) - (19)	21	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(四)「40」)	8		貸借対照表の金額との差額の明細 前 期 以 前	22	
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十五)「10」)	9		貸借対照表の取崩不足額 (17) - ((4) - ((20) - 前期の(20)))	22	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十五)「43の計」)	10		積立限度超過額 (4) - (11)	23	
積立限度額 (7) - (8) - (9) - (10)	11		当期に生じた差額の合計額 (22) + (23)	24	
当期積立額のうち損金算入額 (4)と(11)のうち少ない金額)	12		前期末における差額 (前期の(21))	25	

II 再投資設備等の特別償却による償却額の計算に関する付表

産業集積事業の内容	26					
資 産 区 分	種 類	27				
	構 造	28				
	細 目	29				
	取 得 年 月 日	30				
	産業集積事業の用に供した年月	31				
特 別 償 却 限 度 額 の 計 算	取得価額 (別表十六(一)「9」、別表十六(二)「9」、別表十六(三)「8」又は別表十六(五)「9」)	32	円	円	円	
	普通償却限度額 (別表十六(一)「30」、別表十六(二)「34」、別表十六(三)「30」又は別表十六(五)「29」)	33				
	特別償却基準額 (32) - (33)	34				
	準備金益金算入基準額 (17)、(37の①)、(37の②)、(37の③)又は(37の④)	35		(37の①)	(37の②)	(37の③)
	特別償却限度額 (34)と(35)のうち少ない金額)	36				
特別償却限度額残額 (35) - (36)	37	①	②	③	④	

別表十二（十六）の記載の仕方

1 再投資等準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の3（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第26条の3（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (2) 「(4)のうち損金経理による積立額5」に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ、「当期積立額のうち損金算入額12」の金額を別表四「46」又は別表四の二付表「54」に記載します。
- (3) 「(4)のうち剰余金の処分による積立額6」に金額の

記載がある場合には、「当期積立額のうち損金算入額12」の金額を別表四「46」又は別表四の二付表「54」に記載します。

- (4) 「期首再投資等準備金の金額13」には、当期首現在の税務計算上の再投資等準備金の金額を記載します。

- (5) 「10年間均等益金算入額
 $(14) \times \frac{15}{120}$ 」の分子の空欄には、当期の月数を記載します。

2 再投資設備等の特別償却による償却額の計算に関する付表

この明細書は、法人が震災特例法第18条の4第1項（再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第26条の4第1項（連結法人の再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける場合に、別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)と併せて記載します。